

平成29年度 日本大学危機管理学部個人研究費 研究実績報告書

所属： 危機管理学部 危機管理学科

資格： 教授

氏名： 安藤 貴世

<p>研究課題</p>	<p>国際テロリズムに関する国際法上の規制－「引き渡すか訴追するか」原則再考</p>
<p>報告の概要</p>	<p>研究目的及び研究概要 平成29年度の研究として、主として以下の2点を行った。第一に、昨年度からの継続として、テロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権規定の形成過程における「法の一般原則 (general principle of law)」の機能に関する研究を行った。本件に関しては、平成28年度の研究成果として国際法学会における報告を行ったが、これをさらに精緻化し、管轄権行使原則が各国国内法における共通原則たる法の一般原則として確立されているか、そうした点がテロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成、すなわち義務規定か任意規定か、にどのように作用しているかについて検討した。第二に、本年度の研究課題である、テロ防止関連諸条約における訴追に関する「引き渡すか訴追するか」原則の検討を行った。具体的には、テロ防止関連諸条約における「引き渡すか訴追するか」原則が普遍的管轄権を基盤とし、容疑者所在国が容疑者を他国に引き渡さない場合には無条件に訴追義務を課しているのに対し、例えば麻薬新条約(1988年)における同原則は容疑者の引渡し拒否事由を狭く限定したうえで、容疑者所在国に対し訴追義務を課しているという相違がある。本年度は特に麻薬新条約を素材として、「引き渡すか訴追するか」原則の法構造に対する再検討を行った。</p> <p>研究成果 研究成果としては、まず上記の第一の研究概要に対応するものとして、『危機管理学研究』に「テロリズム防止関連諸条約の管轄権規定形成における『法の一般原則』の機能」と題する論説を投稿し、掲載に至った。同論文では、「法の一般原則」の観点からテロ防止関連諸条約の管轄権規定の形成について検討した結果、管轄権の適用基準に関して法の一般原則としての性質をめぐる濃淡が示され、テロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成という法定立場面に際しての法の一般原則の機能を明らかにした。次に、上記の第二の研究概要に対応するものとして、麻薬新条約における「引き渡すか訴追するか」原則と従来からのテロ防止関連諸条約における同原則の法構造の相違について、特に容疑者の引渡し拒否事由に基づく限定の要否の観点から議論する論文を現在執筆中であり、同論文は、平成31年度中に刊行予定である。 また、上記とは別に、『国際関係論』(弘文堂)の第3版の改訂作業を行い、第2版(2018年)以降の国際情勢の変化等に対応する加筆・修正を行った。</p>
<p>研究業績</p>	<p>・論文および著書 著者名・論文標題・雑誌名・査読の有無・巻・発行年・ページ数 【論文】 ・安藤貴世「テロリズム防止関連諸条約の管轄権規定形成における『法の一般原則』の機能」『危機管理学研究』(査読有)、第2号(2018年3月)、54－71頁。</p> <p>【著書】(教科書改訂) ・安藤貴世「国際社会における日本の位置づけをどう読むのか」、佐渡友哲・信夫隆司・柑本英雄 編『国際関係論(第3版)』弘文堂(2018年2月)、101-118頁。</p> <p>・学会発表等 発表者名・発表標題・学会名・発表年月日・発表場所 なし</p> <p>・その他 *書評、雑誌投稿など 著書名・標題・掲載誌名・発表年月・発行所 *講演会、研究会等での講演・発表 発表者・発表年月・題目名・講演会等名 *社会貢献活動等 【講演会】 ・日本大学豊山女子高校 教養コース特別講座(平成30年1月) 安藤貴世「有意義な大学生活を送るために－国際社会を見据えて」(講演内容:国際法の視点からみた難民問題と日本、等について)</p> <p>【社会貢献活動】 ・法務省難民審査参与員(難民不認定等に不服がある外国人からの審査請求に際し、法律・国際情勢に関する学識経験者として審査)</p>